

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和 22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成22年 1月 8日

石川県監査委員 下 沢 佳 充
同 若 林 昭 夫
同 東 方 俊一郎
同 喜 田 羊支子

(別 紙)

石 公 委 第 5 6 号
平成21年12月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県公安委員会

平成21年11月2日付け石監査第473号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	金沢東警察署	署員の交通事故防止対策として、 ・ 通達及び教養資料の発出による交通事故防止の周知徹底 ・ 招集時の署長訓育及び幹部会議を通して各課長から課員へ時節に応じた具体的な安全運転の指示徹底 ・ 副署長から、当直勤務申告時に天候に配意した運転の注意事項を当直員に指示 ・ 業務適正化検討グループによる交通事故防止対策の討議と討議結果を踏まえた交通事故防止意識の高揚 ・ 該当職員及び新任警察官に対する、幹部による特別指導及び安全運転研修所での講習受講による運転技術の再点検と安全運転の意識付け 等を推進し、機会あるごとに交通事故の防止について指示、指導を実施しており、今後とも公私を問わず交通事故防止の徹底を期することとしています。

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成 2 1 年 1 1 月 2 日 付 け 石 監 査 第 4 7 3 号 で 通 知 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ き、下 記 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	羽 咋 警 察 署	<p>署員の交通事故防止対策として、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 毎日の朝礼、招集時における署長訓育及び幹部会議を通じた指導教養を徹底・ 公用車両に対する愛着を一層持たせるため、署員に毎月ワックス掛けを徹底・ 全署員のSDカード取得により安全運転意識を高揚・ 石川県安全運転研修所を利用し、該当職員の安全運転技術の再点検と安全運転意識付けによる再発防止・ 全公用車両に安全運転5則を記載したカードを貼付し乗車時に確認徹底を指示 <p>等を推進し、公私を問わず交通事故防止に努めています。</p>